

学生への就学支援

1. スクールバス通学

本学では、授業時間に合わせて通学用のスクールバスを無料で運行しています。運行コース・停留所・発車時間については、掲示板・ホームページ等に掲載しています。

2. 健康管理

本学では、学校保健安全法に基づき、年1回定期健康診断を実施し、全学生の受診に努めています。

3. 奨学金

奨学金は、日本学生支援機構のほか自治体、財団などの提供によるものもあります。この自治体や財団の奨学金は、年度により募集が行われない場合もあります。また、各団体で申請方法や給付・貸付の基準も異なるので注意してください。各奨学金の概要は以下のとおりです。

(1) 日本学生支援機構奨学金制度

日本学生支援機構が法律に基づき運営している制度です。修学のために貸与を希望する学生が対象で、本学からの推薦に基づいて同機構が選考し学資を貸与します。選考は、成績と保護者等学費負担者の収入を基に行います。詳細については、掲示するほか、必要に応じて説明会を開催するなどしてお知らせします。

(2) 自治体奨学金・修学資金制度

全国の都道府県、市町村などが、その出身者を対象に実施している制度です。奨学金制度が広く一般に大学生等を対象としているのに対し、修学資金は理学療法士、作業療法士などの養成施設に在籍する学生に対して貸与されており、資格取得後はその自治体内の病院などで一定期間就労すれば、返済免除となるのが大きな特徴です。(自治体によっては免除の無いところもある。)本学でも、自治体などから提供があった場合には、教務・学生課の掲示板でお知らせするか、資料を配布していますが、情報提供のない自治体や本学在籍者が対象とならないケースもありますので、詳細は各自治体に確認してください。

(3) 医療法人等の奨学金制度

全国各地の病院・福祉施設等より、本学の学生に奨学金を提供したいと募集が寄せられることがあります。募集が寄せられた場合は、教務・学生課の掲示板でお知らせします。

4. 学生保険

本学では、全学生を対象として入学手続き時に①「学生教育研究災害傷害保険」及び②「医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）」への加入をお願いしております。

この保険は正課授業（実習施設での実習を含む）、学校行事、課外活動（大学の認められた学内学生団体の活動）及び往復途中における不慮の事故での負傷、死亡といった不測の事態に備えるものです。それぞれの保険の概要は次のとおりです。

(1) 補償の範囲

①「学生教育研究災害障害保険」

イ (1) 正課中（実習施設での実習を含む）(2) 学校行事中 (3) 大学施設内滞留中 (4) 大学施設外で大学に届け出た課外活動の実施中 (5) 合理的な経路・方法による通学中などに学生本人に生じた傷害（による入院・治療）及び死亡、後遺障害などが補償の範囲に含まれます。「病気」は対象とはなりません。

②「医学生教育研究賠償責任保険」

イ (1) 正課中（実習施設での実習を含む）(2) 学校行事中 (3) 合理的な経路・方法による通学中などに学生が万が一相手をケガさせたり物を壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

※通学中の事故で、普段通らない道や、寄り道をした後の事故には保険金が支払われないことがあります。また、自動車やバイクの無許可通学は、保険金支払いの対象となりません。

(2) 保険金請求手続き方法

①事故が発生したら、直ちに「学生事故報告書」を教務・学生課に提出してください。引き換えに交付される「事故通知書類」を、指定日までに教務・学生課窓口へ提出してください。

②治療期間終了後、教務・学生課窓口で「学生教育研究災害障害保険金請求書」（医師の診断書用紙を含む）を受け取り、必要な事項を記入及び証明を得たうえで、教務・学生課窓口へ再提出してください。

③請求書を保険会社に送付後、おおむね1カ月以内に保険金が支払われます。

5. 学生相談

学生生活を過ごす中には一人で考えていても解決できないことがたくさんあります。

健康科学部では、B棟1階の学生サポートセンター内に学生相談室を設置し、学生相談担当の職員が人間関係に関する悩みや、修学上の問題等、学生生活全般について、個々の秘密を守りながらじっくりと話を聴き、一緒に解決策を見出していきたいと考えています。

どんな些細なことでも相談に応じますので、気軽に利用してください。

6. 就職相談

教務・学生課において、就職に関する指導・相談、求人先の紹介をします。また、求人に関する情報や過去の就職試験に関する情報等については、事務室またはB棟1階の学生サポートセンター内に就職情報閲覧コーナーを設置してありますので、気軽に利用してください。